

**この通知は、請求書や振込通知
ではありません。
はがきの再発行はできません。**

**令和5年1月～12月診療分の医療費
通知送付スケジュール**

送付時期	対象診療月
令和5年10月	令和5年1月～5月
令和6年2月	令和5年6月～10月
令和6年6月	令和5年11月～12月

※11月、12月分については、確定申告期間内に発行できません。確定申告の際には、領収書等をご活用ください。

差出人
〒461-0001
名古屋市東区泉一丁目6番5号
愛知県後期高齢者医療広域連合 給付課

た
が
は
ら
便
郵

この通知の見方

- この通知の「支払った医療費の額」には医療機関等から当広域連合への請求内容から計算した自己負担相当額が記載されており、**実際にご自身が負担された額と異なる場合があります**（地方公共団体の医療費助成を受けている方の柔道整復・鍼灸・あんま・マッサージや、高額療養費の支給を受けた場合など）。
- 医療費の総額には、差額ベッド代などの保険外費用は含まれていません。
- 診療区分が柔道整復・鍼灸・あんま・マッサージの場合は、医療機関名ではなく施術者名が記載される場合があります。また、柔道整復の日数は第一負傷名に対する実日数を記載しています。
- 医療機関等からの請求遅れ等により、この通知に記載されていない場合があります。
- この通知は医療費控除の申告手続で、医療費の明細として使用することができます。

ジェネリック医薬品を利用しましょう

令和5年10月分のお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、以下のとおり自己負担の軽減が見込まれます。

医薬品名	お薬代 (円)	切り替えた場合に 軽減できるお薬代 (円)

- この欄は切り替え可能な医薬品がある場合、軽減金額が多い順に最大5種類記載しています。
 - 国や市町村から医療費助成等を受けている場合は、実際の自己負担額と異なる場合があります。
 - ジェネリック医薬品とは新薬の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同等の効き目がある医薬品で、新薬と比べて価格が3割以上、中には5割以上安くなる場合があります。
 - ジェネリック医薬品への切り替えについて、詳しくは医師や薬剤師にお気軽にご相談ください。
- ※医療機関によって、取り扱いのない場合があります。

②この部分からもゆっくりはがして中をご覧ください。